

外国人材に関する 取組・支援策について

令和3年2月
中部経済産業局

高度外国人材活用関連施策

1. 「高度外国人材活躍推進ポータルサイト」の運用

- 関係省庁連携の下、高度外国人材に関する施策・セミナーなどの情報を企業や高度外国人材・留学生に発信。昨年4月から、地域の中堅・中小企業に対し、専門家が高度外国人材の採用から活躍まで細かく支援を行う伴走型支援を開始。現在は、高度外国人材の採用に興味がある企業向けに、キヤッヂコピーやPR文の作成・英訳サービスも実施中。

2. 外国人起業活動促進事業の運用

- 外国人起業活動促進事業の創設・運用経産省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受ける外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度を法務省とともに開始・運用（地方公共団体の管理・支援プログラムを経産大臣が認定）。

3. 外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブックの作成

- 産学官連携によるプロジェクトチームを立ち上げ、企業が外国人留学生等の採用や採用後に必要な取組等を整理したハンドブックを作成。

4. 職場における外国人材との効果的なコミュニケーション実現に向けた取組

- 日本語での効果的なコミュニケーションに向けた学びに係るモデル教材を作成し、オープンデータとして年度内に発信予定。

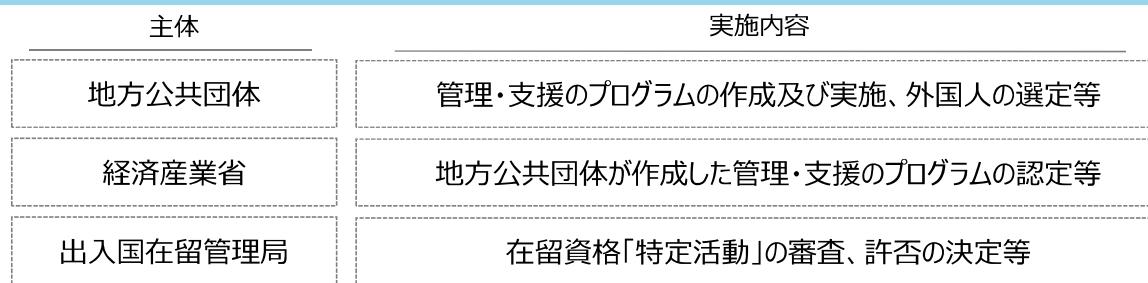
1. 高度外国人材活躍推進ポータルサイト

- 関係省庁の連携の下、施策・セミナー等の情報を網羅的にJETROに集約し、全国各地のJETRO事務所が地域の中堅・中小企業へのきめ細かな情報提供・支援を実施。
- 2018年12月25日にポータルサイト開設。
- 2019年4月より、専門家による伴走型支援を開始。（2019年度は約200社への支援実施。今年度も同規模で支援。）
- 2019年4月より、ポータルサイトに英語版ページ開設、高度外国人材の採用に関する企業情報の掲載開始。7月より、日本での就労を希望する留学生の在籍大学情報の掲載開始。
- 2021年1～3月、高度外国人材の採用に興味がある企業向けに、キャッチコピーやPR文の作成・英訳サービスを期間限定で実施。



2. 外国人起業活動促進事業に関する制度の概要

- 外国人起業家の呼び込みに向けて、経済産業省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受ける外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度を、法務省とともに開始。
- 地方公共団体の管理・支援プログラムを経産大臣が認定、出入国在留管理局が在留資格を付与。2019年1月に福岡市、同年3月に愛知県・岐阜県・神戸市・大阪市、同年5月に三重県、同年11月に北海道、2020年1月に茨城県、同年4月に大分県・京都府を認定。



現行（特区制度）

「経営・管理」(6月)
(創業活動)

「経営・管理」

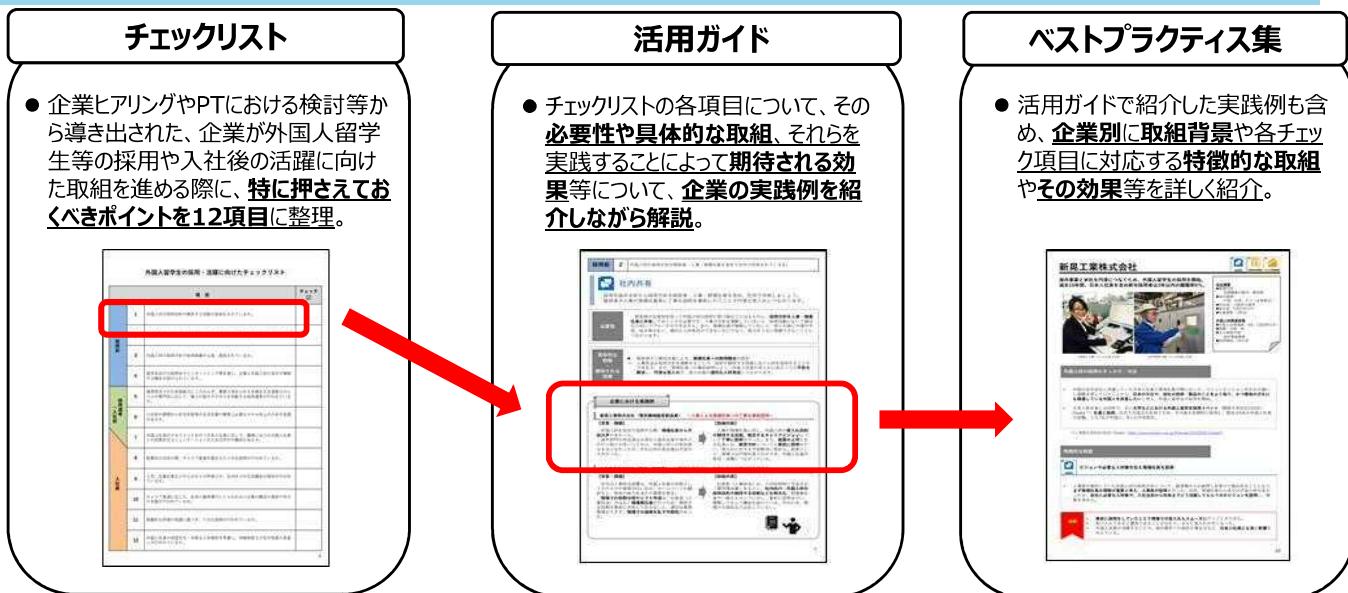
新制度

地方公共団体による管理・支援の下で行う起業のための活動
在留資格「特定活動」
(6月)

「経営・管理」

3. 外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブックの作成

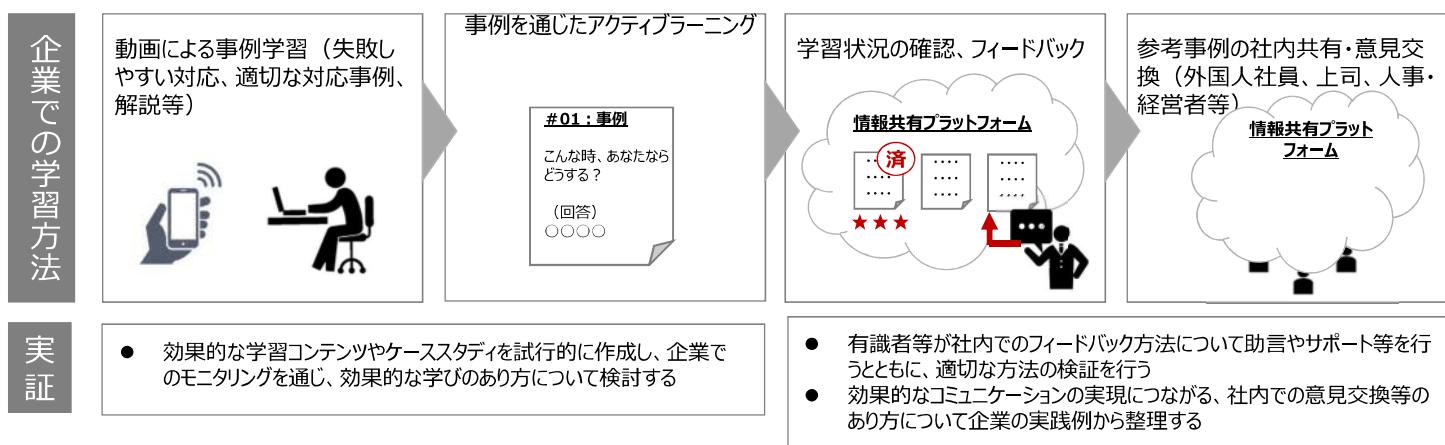
- 文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省共同事務局で、大学、産業界、支援事業者等と連携して、外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチームを2019年8月に立ち上げ。
- PTでの検討を踏まえ、企業が外国人留学生等の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に押さえておくべき12のポイント（チェックリスト）と、それに連動する活用ガイド・ベストプラクティス集をまとめたハンドブックを2020年2月に作成。



4. 職場における外国人材との効果的なコミュニケーション実現に向けた取組

- 外国人材の活躍や定着に向けた課題として、外国人材を受け入れる職場において、日本人独特の日本語によるハイコンテクストなビジネスコミュニケーションが弊害となっていると指摘されている。
- その要因の一つとして、日本人社員に向けた外国人材との効果的なコミュニケーションに係る学びの機会が極めて限られている点がある。
- このため、職場における外国人材との効果的なコミュニケーションに向けた学びに係る検討を行い、ウェブ上で活用できるモデル教材を作成しオープンデータとして年度内に発信していく予定。

(学習のイメージ)



職場における外国人材との効果的なコミュニケーションの学び方についてポイントを整理
モデル教材を作成・オープンデータとして公表し、活用を促す

製造業特定技能関連施策

製造業における外国人材受入れ支援事業 令和3年度予算案額 2.2億円（2.5億円）

製造産業局 総務課
03-3501-1689

経済産業政策局 産業人材政策室
03-3501-2259

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国では2019年4月より「特定技能外国人」の受入れを開始し、徐々にその受入れが進んでいます。
- うち、製造業において本制度の対象となる3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）については、中小企業・小規模事業者の数も多く、外国人材の円滑な受入れやその技能水準確保にあたり、体制立て上げに向けたきめ細かな支援が必要です。
- このため、受入れ企業等に対し、本制度活用に向けた普及啓発等の受入れ支援を実施します。令和3年度からは、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和2年7月 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、特に地方への人材定着を図るべく、外国人材と受入れ企業とのマッチング支援を開始します。
- 加えて、製造3分野に係る試験問題を作成・翻訳とともに、関係機関と調整の上、国内外で試験を実施します。

成果目標

- 2019年から2023年までの5年間の事業であり、受入れ企業等の関係者の適切な制度理解及び制度運営の確立を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

委託

民間企業等

事業イメージ

（1）外国人材の受入れ支援

- 受入れ企業や日本で働きたい外国人材を対象とする相談窓口の運営や、受入れ企業向けセミナーの開催
- 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の運営
- 日本で働きたい外国人材と受入れ企業とのマッチング支援

（2）外国人材の技能水準確保

- 試験問題の作成、翻訳及び国内外での試験実施



(1)受入れ企業向けセミナーの模様



(2)製造分野特定技能1号評価試験
(溶接職種)

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

- 制度の適切な運用を図るため、協議・連絡会を設置しました。

特定技能外国人を受入れる機関（企業）は必ず加入する必要があります。

- 協議・連絡会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、**制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等**を行います。

イメージ

特定技能外国人を受け入れる全ての受入れ機関は協議会の構成員になることが必要

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

経産省

受入れ機関
(受入れ企業)

その他
※業界団体、自治体、登録支援機関等(任意)

関係省庁
(法務省、警察庁、外務省、厚生労働省)

活動内容

- 特定技能外国人の受け入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受け入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議 等

（参考） https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaiokujinzai/kyogi-renrakukai-nyukai.html

（参考）協議・連絡会の入会手続きの変更について

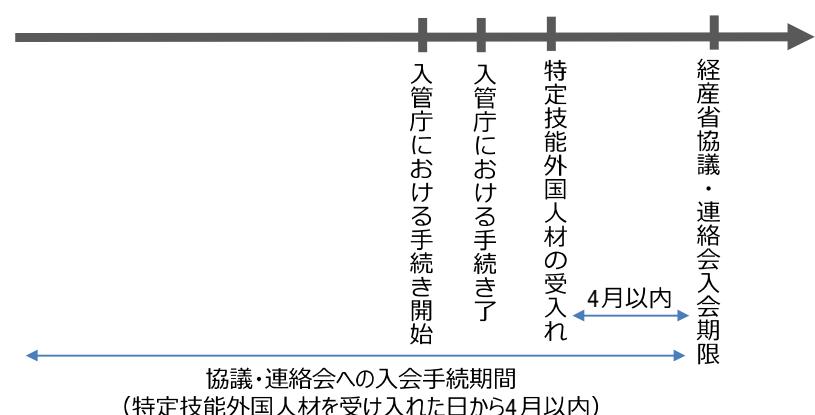
受け入れの予見性を高める観点から、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会に入会した後に出入国在留管理庁の手続きに進む運用に変更するための対応を進めております。

<現行>

- 初めて特定技能外国人材を受け入れる場合は、特定技能外国人材の受け入れた日から4月以内に協議・連絡会への入会が必要。

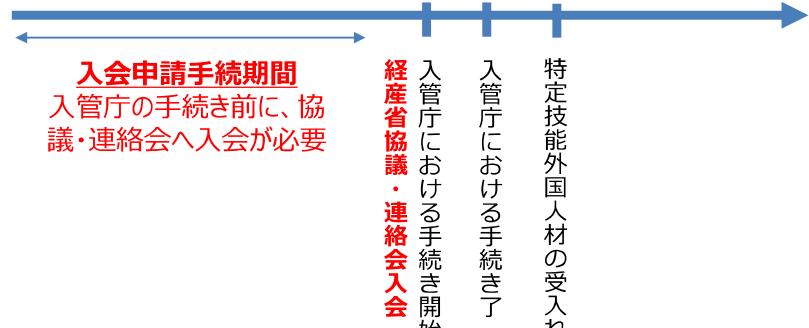
（課題）

- 協議・連絡会の入会手続き時に、入管庁に申請した特定産業分野と事業内容の適合性が確認できず、協議・連絡会の入会要件を満たさない事例が発生。
- 特定技能外国人材制度の安定的な運用に支障がでている。



<変更後>

- **入管庁における手続きの前に、協議・連絡会への入会が必要。**
- 入管庁における手続き前に、特定産業分野と事業内容の適合性を事前に確認できるため、より確実な特定技能外国人材の受け入れが可能。



製造3分野における相談窓口(中小企業/外国人)について

- 中小企業向け製造業特定技能外国人相談窓口（電話/一次受付）

電話：03-5909-8762 / 03-5909-8746

※メール及び全国10都市で事前予約制の対面での相談も可能

相談窓口：東京、札幌、仙台、横浜、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡

- 外国人従業員向け製造業特定技能外国人相談窓口 多言語コールセンター

電話：03-6743-2787

★日本語・英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語に対応

※事前予約不要の対面相談窓口も全国5箇所に設置

(日本語・英語・中国語対応※ベトナム・インドネシア・タイ語は3者間通話)

相談窓口：千葉、愛知、大阪、京都、福岡

詳しくは以下URLからアクセスをお願いします。

<https://www.meti.go.jp/ress/2020/04/20200403005/20200403005.html>